

平成23年12月1日付け津市監査委員告示第10号公表分

財政援助団体（所管部局）

（1）高座原集落（美里総合支所地域振興課）

監査の結果	中山間地域等直接支払交付金実施要領第12は、市町村は、集落協定による農用地の維持管理の実施状況その他の状況を当該実施年度の翌年度の6月末日までに公表することと定めているが、第2期（平成17年度～平成21年度）集落協定に係る実施状況を公表していなかった。このことは、三重県からの交付金の交付決定条件に反するおそれがあることのほか、交付金が貴重な公金で賄われていることを踏まえ、その実施状況について公表されたい。
措置の内容	第2期（平成17年度～平成21年度）集落協定に係る実施状況については、平成22年度の実施状況と併せて公表した。

（2）藤集落（白山総合支所地域振興課）

ア 集落協定に係る実施状況の公表について

監査の結果	中山間地域等直接支払交付金実施要領第12は、市町村は、集落協定による農用地の維持管理の実施状況その他の状況を当該実施年度の翌年度の6月末日までに公表することと定めているが、第2期（平成17年度～平成21年度）集落協定に係る実施状況を公表していなかった。このことは、三重県からの交付金の交付決定条件に反するおそれがあることのほか、交付金が貴重な公金で賄われていることを踏まえ、その実施状況について公表されたい。
措置の内容	第2期（平成17年度～平成21年度）集落協定に係る実施状況については、平成22年度の実施状況と併せて公表した。

イ 対象農用地に係る取組について

監査の結果	集落協定の対象農用地について現地を確認したところ、第2期及び第3期（平成22年度～平成26年度）の各集落協定において、農用地の管理方法を「耕作」と記載している一部の対象農用地について、1年以上作物の作付けが行われていないと考えられるため、地域振興課は、集落協定の趣旨を踏まえた取組がなされるよう助言し、必要に応じて中山間地域等直接支払交付金実施要領第7に定める各種施策と連携した取組に努め
-------	--

	られたい。
措置の内容	財政援助団体である藤集落に対して助言を行い、集落協定の趣旨を踏まえた取組がなされることとなった。